# 第２次鈴鹿市男女共同参画基本計画
# 平成 28 年度～35 年度
# （素 案）

# 男女共同参画都市宣言

（鈴鹿市制施行７０周年・鈴鹿市男女共同参画センター開設１０周年の年に）

自然の恵みと伝統や文化に育まれたまち，

人々の絆に支えられた，活力に満ちたまち，

このまちを愛し，未来に向けて歩むわたしたちは，

性別にかかわらず，男女があらゆる分野において

個性と能力を十分に発揮し，

夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」の実現をめざし，

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

鈴　鹿　市

# 目　次

第１章　第２次基本計画の策定にあたって
１　基本計画策定の目的 ..... 2
２　基本計画の位置付け ..... 2
３　基本計画の期間 ..... 3
４　基本計画策定の背景 ..... 3
＊　国際婦人年からの世界，日本，三重県，鈴鹿市の動き ..... 4

第２章　第２次基本計画の体系
１　条例や実施計画との関係 ..... 6
２　成果指標と重点課題 ..... 8
＊　計画の体系 ..... 10

第３章　課題と施策
Ⅰ　男女共同参画意識の向上 ..... 14
(1) 男女共同参画意識の普及と向上 ..... 14
Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進 ..... 16
(1) 意思決定の場における男女共同参画 ..... 16
(2) 就労における男女共同参画 ..... 18
(3) 地域における男女共同参画 ..... 20
(4) 家庭における男女共同参画 ..... 21
(5) 教育における男女共同参画 ..... 22
Ⅲ　ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援 ..... 23
(1) 自尊感情と人権意識の向上 ..... 23
(2) 生涯にわたる心身の健康に関する啓発 ..... 25

第４章　計画の推進のために
(1) 実施計画の評価 ..... 28
(2) 男女共同参画の推進に資するための調査及び研究 ..... 28
(3) 市民や企業，市民団体等との連携・協働 ..... 28
(4) 男女共同参画センターの活用 ..... 28

資料編　・鈴鹿市男女共同参画推進条例 ..... 32
・鈴鹿市庁内委員会規則 ..... 36
・鈴鹿市男女共同参画推進本部運営要領 ..... 37
・審議会等委員への女性の登用推進方策 ..... 40
・鈴鹿市職員男女共同参画推進員設置要綱 ..... 42
・用語解説 ..... 44

# 第１章
# 第２次基本計画の策定にあたって

# 第１章　第２次基本計画の策定にあたって

## １　基本計画策定の目的

鈴鹿市では，平成 22 年 7 月に「(第１次) 鈴鹿市男女共同参画基本計画」を策定し，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。しかしながら，平成 25 年度に実施した「市民アンケート調査」の結果によると，男女の不平等感や固定的な性別役割分担意識は依然として存在しており，真の男女共同参画社会（※1）の実現にはまだまだ多くの課題が残されています。また，国では，景気・経済の不振に加え，少子高齢化や人口減少など，厳しい社会情勢の打開策として女性の活躍促進を成長戦略の中核に位置づけています。これらのことから，本市では，男女共同参画社会の実現を加速させるため，今後集中して取り組むべき課題を取り上げ，第２次鈴鹿市男女共同参画基本計画を策定します。

## ２　基本計画の位置付け

(1) 鈴鹿市男女共同参画推進条例に基づく計画です。(第８条第１項)
(2) 男女共同参画社会基本法（※2）に規定される市町村男女共同参画計画に該当する計画です。(第１４条第３項)
(3) 鈴鹿市総合計画２０２３及び本市が策定している他の関連計画と整合性を図るものです。

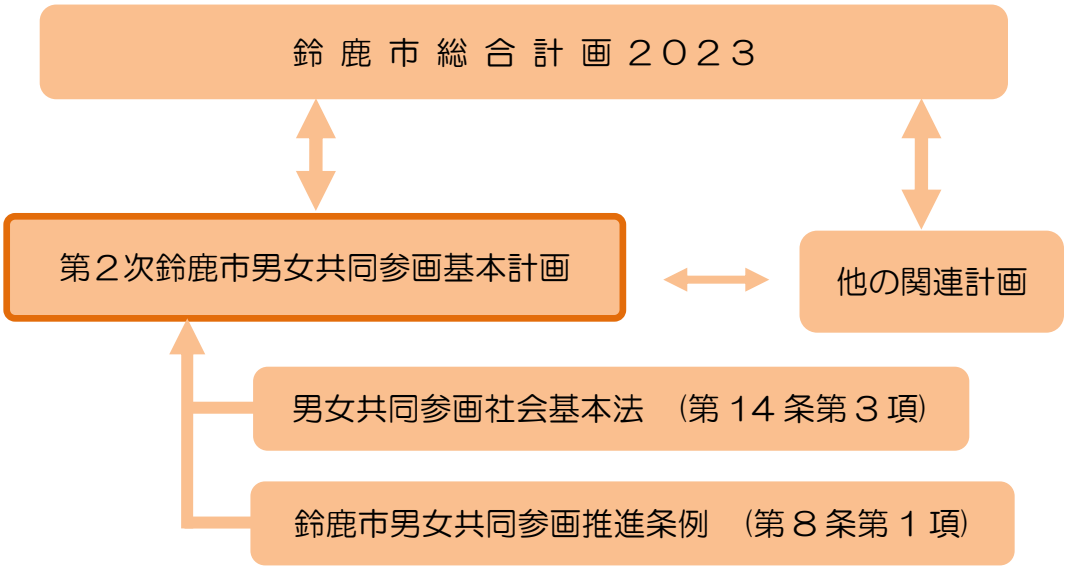

## ３　基本計画の期間

平成 28 年度から平成 35 年度までの８年間とします。

ただし，社会情勢の変化や計画の進捗状況等によっては，上記の期間に関わらず必要に応じて見直しを行います。

## ４　基本計画策定の背景

1975 年（昭和 50 年），国連が女性の地位向上をめざして設けた国際婦人年をスタートに男女共同参画に関する世界の動きが始まりました。1979 年（昭和 54 年）の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」(※3) の採択に続き，1995 年（平成 7 年）の第 4 回国連世界女性会議（北京会議）で採択された「北京宣言及び行動要領」等の再確認及び実施を継続しながら，2015 年（平成 27 年）3 月に開催された第 59 回国連婦人の地位委員会では，北京会議から 20 周年という節目の年であることから，ジェンダー主流化の実現と推進が改めて協調された「政治宣言」が採択されました。

我が国における男女共同参画への取組は，1985 年（昭和 60 年）の女子差別撤廃条約の批准を契機に本格的にスタートしました。男女雇用機会均等法 (※4) の改正など法整備を進める中で 1999 年（平成 11 年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され，男女共同参画社会の実現は 21 世紀の最重要課題の一つであると位置づけられました。2013 年（平成 25 年）の「女性の活躍は成長戦略の中核」とした総理のスピーチを受け，現在女性の活躍推進をキーワードに様々な支援策が展開されています。

三重県も，1979 年（昭和 54 年）に「県内行動計画」策定後，継続して取り組んできましたが，国の動きを受け 2000 年（平成 12 年）に「三重県男女共同参画推進条例」を制定しました。2011 年（平成 23 年）に策定した「第２次三重県男女共同参画基本計画」では，三重県男女共同参画センター（1994 年/平成 6 年にオープン，当時は女性センター）を拠点に，多様な主体との連携・協働により男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，着実に男女共同参画社会の実現を図ると掲げています。

本市では，国や県の動きに呼応し，1997 年（平成 9 年）に「鈴鹿市男女共同参画プラン」を策定，組織を強化しながら 2002 年（平成 14 年）には鈴鹿市男女共同参画センターを開設しました。その後，2006 年（平成 18 年）に「鈴鹿市男女共同参画推進条例」を制定，2010 年（平成 22 年）には「（第１次）鈴鹿市男女共同参画基本計画」を策定し，2012 年（平成 24 年）に「鈴鹿市男女共同参画都市宣言」を行うなど，男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めながら今日に至っています。

## 国際婦人年からの世界，日本，三重県，鈴鹿市の動き

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 三重県の動き | 鈴鹿市の動き |
|---|---|---|---|---|
| 1975 年<br>(昭和 50 年) | ・国際婦人年<br>・「第 1 回世界女性会議」開催 | ・婦人問題企画推進本部設置 | | |
| 1976 年<br>(昭和 51 年) | 国連婦人の十年 | | | |
| 1977 年<br>(昭和 52 年) | | ・「国内行動計画」策定 | ・婦人関係行政推進連絡会議設置 | |
| 1979 年<br>(昭和 54 年) | ・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択 | | ・「県内行動計画」策定 | |
| 1984 年<br>(昭和 55 年) | | ・「第 1 回日本女性会議」開催 | | |
| 1985 年<br>(昭和 60 年) | ・国連婦人の十年ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | ・「男女雇用機会均等法」公布<br>・「女子差別撤廃条約」批准<br>・「国籍法」改正 | | |
| 1987 年<br>(昭和 62 年) | | ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 | ・「みえの第 2 次行動計画(ｱｲﾘｽﾌﾟﾗﾝ)」策定 | |
| 1991 年<br>(平成 3 年) | | ・「育児休業法」公布<br>・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定『男女共同参加→男女共同参画』 | | |
| 1992 年<br>(平成 4 年) | | | | ・市民対話課に婦人行政係設置 |
| 1994 年<br>(平成 6 年)) | | ・男女共同参画室設置<br>・男女共同参画審議会設置(政令)<br>・男女共同参画推進本部設置 | ・三重県女性センター開館 | |
| 1995 年<br>(平成 7 年) | ・第 4 回国連世界女性会議開催「北京宣言及び行動要領」採択 | | ・みえの男女共同参画推進プランーアイリス 21(第 3 次行動計画)策定 | ・鈴鹿市女性問題懇話会設置 |
| 1997 年<br>(平成 9 年) | | ・男女共同参画審議会設置(法律)<br>・「男女雇用機会均等法」改正<br>・「介護保険法」公布 | | ・「鈴鹿市男女共同参画プラン」策定<br>・人権啓発課に女性行政係設置 |
| 1998 年<br>(平成 10 年) | | | ・アイリス 21 推進連携会議設置 | |
| 1999 年<br>(平成 11 年) | | ・「男女共同参画社会基本法」公布<br>・「男女雇用機会均等法」改正 | | |
| 2000 年<br>(平成 12 年) | ・国連特別総会「女性 2000 年会議」 | ・「男女共同参画基本計画」策定 | ・「三重県男女共同参画推進条例」制定<br>・「日本女性会議 2000 津」開催 | |
| 2001 年<br>(平成 13 年) | | ・男女共同参画会議設置<br>・男女共同参画局設置<br>・「DV 防止法」(※14) 公布<br>・第 1 回男女共同参画週間<br>・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 | ・三重県男女共同参画審議会設置<br>・女性センターを男女共同参画センターに改称 | ・人権啓発課男女共同参画室に組織変更 |
| 2002 年<br>(平成 14 年) | | | ・「三重県男女共同参画基本計画」策定 | ・鈴鹿市男女共同参画センター開館<br>・市長公室男女共同参画センターに組織変更 |
| 2003 年<br>(平成 15 年) | | ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 | | ・鈴鹿市男女共同参画審議会設置 |
| 2004 年<br>(平成 16 年) | | ・「DV 防止法」改正<br>・「DV 防止法に基づく基本方針」策定 | | ・生活安全部男女共同参画課に組織変更 |
| 2005 年<br>(平成 17 年) | ・第 49 回国連婦人の地位委員会「北京＋10」 | 「男女共同参画基本計画（第 2 次)」策定<br>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 | | ・「鈴鹿市男女共同参画プラン」改定 |
| 2006 年<br>(平成 18 年) | | ・「男女雇用機会均等法」改正<br>・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 | ・「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」策定 | ・「鈴鹿市男女共同参画推進条例」制定 |
| 2007 年<br>(平成 19 年) | | ・「DV 防止法」改正 | ・「三重県男女共同参画基本計画」改訂 | |
| 2008 年<br>(平成 20 年) | | ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」<br>・ワーク・ライフ・バランス(※7)元年 | | |
| 2010 年<br>(平成 22 年) | ・第 54 回国連婦人の地位委員会「北京＋15」 | ・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 | | ・「(第 1 次) 鈴鹿市男女共同参画基本計画」策定 |
| 2011 年<br>(平成 23 年) | | | ・第 2 次三重県男女共同参画基本計画 | |
| 2012 年<br>(平成 24 年) | | | | ・男女共同参画センター開設 10 周年<br>・「鈴鹿市男女共同参画都市宣言」 |
| 2015 年<br>(平成 27 年) | ・第 59 回国連婦人の地位委員会「北京＋20」 | | | |
| 2016 年<br>(平成 28 年) | | ・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 | | ・「第２次鈴鹿市男女共同参画基本計画」策定 |

（三重県男女共同参画基本計画（改訂版）参考資料などを基に作成）

# 第２章
# 第２次基本計画の体系

# 第２章　第２次基本計画の体系

## １　条例や実施計画との関係

■ 目的

鈴鹿市男女共同参画推進条例第１条の「男女共同参画社会の実現」を目的とします。

なお，鈴鹿市総合計画２０２３においては，自治体経営の柱「市民力，行政力の向上のために」の中に謳われています。

男女共同参画社会の実現

■ 目標

鈴鹿市男女共同参画推進条例第３条に掲げる事項を総合的に推進するため，鈴鹿市男女共同参画都市宣言から『誰もが個性と能力を十分に発揮し，夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」』を目標とします。

誰もが個性と能力を十分に発揮し，夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」

■ 課題

鈴鹿市男女共同参画推進条例第９条に基づき，課題を以下の３つにまとめます。

Ⅰ　男女共同参画意識の向上
Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進
Ⅲ　ジェンダー（※5）の視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

■ 施策と単位施策

この課題に基づいて，「施策」を 8 ページのとおり定め，第３章において「単位施策」を定めます。

■ 実施計画

基本計画に基づいて，計画期間を４年とする「実施計画」を策定します。

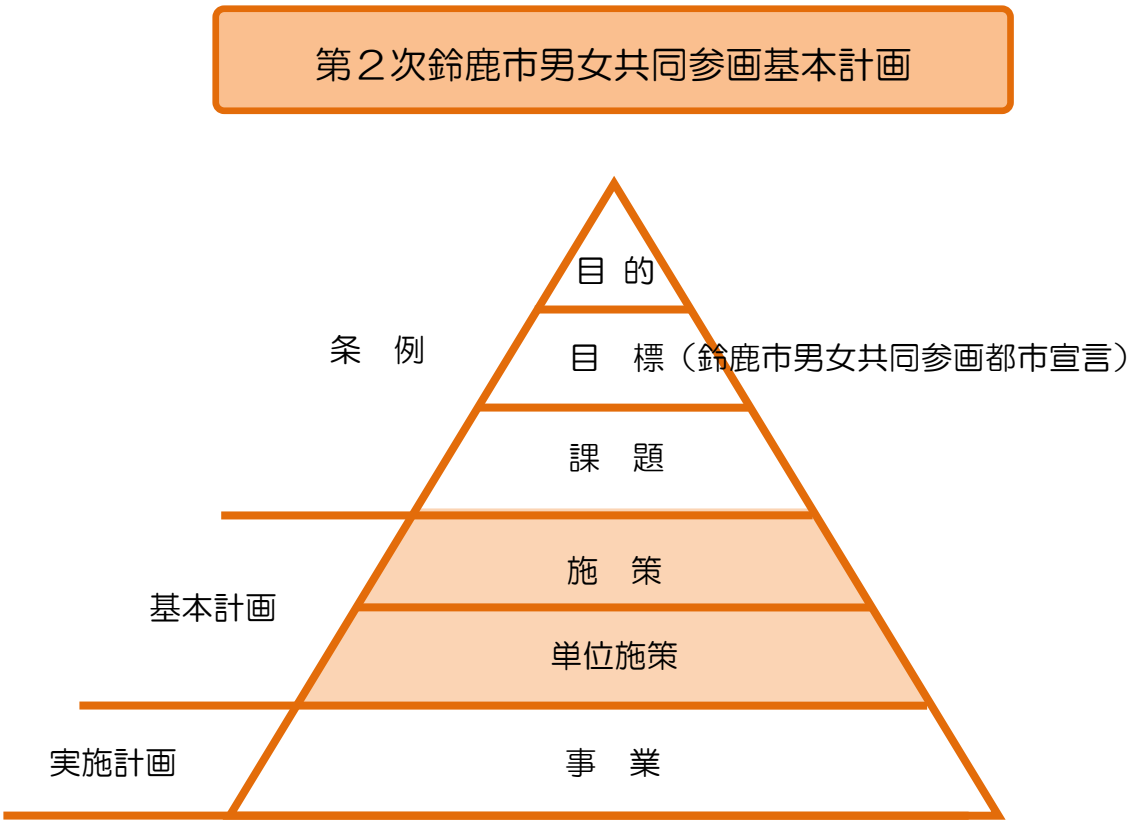


■ 進行管理と評価

この基本計画に掲げる施策の進行管理は，毎年の事業実施報告で行います。

評価は，鈴鹿市男女共同参画推進本部会議による内部評価と鈴鹿市男女共同参画審議会による外部評価で行います。

## ２　成果指標と重点課題

■ 成果指標

「市民アンケート調査」の結果では，「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識（※6）について，「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合が 56.9％で前回調査（50％）と比較して 6.9 ポイント増加しました。肯定的な回答をした人の割合は，5.4 ポイント減少しましたが，70 代以上の高齢者世代において男女ともに性別役割分担意識が強いことと，20 代女性と 40 代男性に肯定的な傾向が見られるため，社会全体の意識向上を第一の課題とし，引き続き男女共同参画意識の普及度を成果指標とします。

また，「（第１次）鈴鹿市男女共同参画基本計画」（以降，「（第１次）基本計画」と表記する。）において第一の課題としていた審議会等への女性委員登用率は，計画策定当初の 26.0％から平成 26 年度には 35.2％まで向上したため，第２次基本計画では「女性委員の登用率は引き続き 40％以上を目標とするが，いずれの性も 40％を下回らないように努める」ことを目標に掲げ，目標値として，男女比率が適正な審議会等の割合 70％（現在 46.7％）とします。

男女共同参画意識の普及度　目標値：75 ％
審議会等における男女比率の適正化　目標値：70 ％

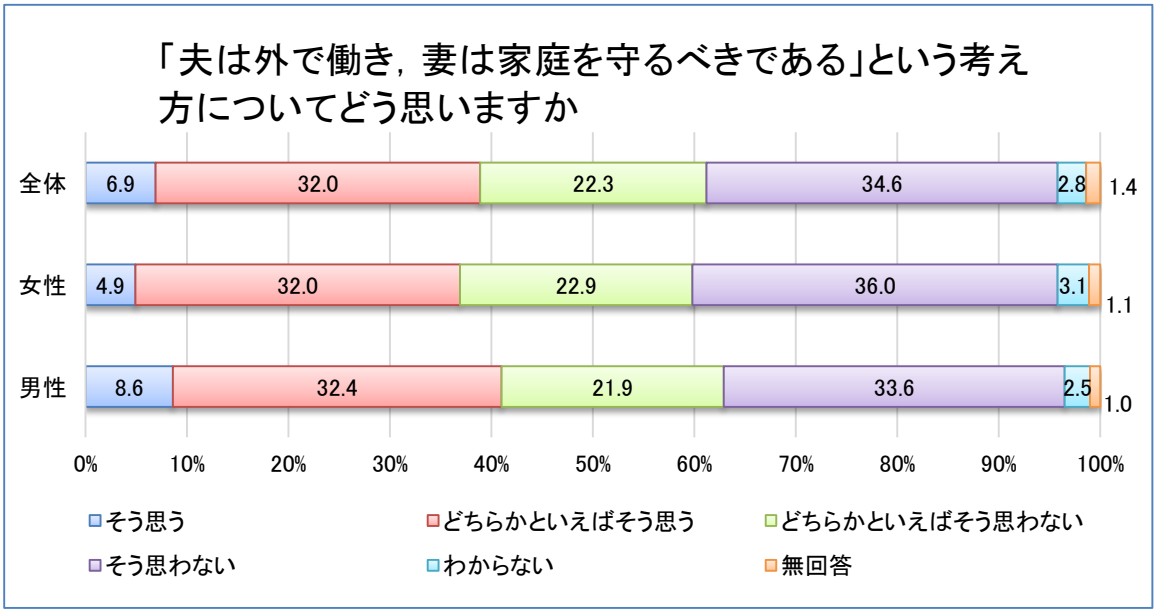


※本文中のグラフは，平成 25 年度男女共同参画に関するアンケート調査の結果及び平成 26 年度鈴鹿市男女共同参画基本計画進捗状況評価結果から

## ■ 重点課題と重要施策

あらゆる分野における男女共同参画の推進が一人ひとりの男女共同参画意識を向上させ，ひいては男女共同参画社会の実現につながることから，第２次基本計画では課題Ⅱ「あらゆる分野における男女共同参画の推進」を重点課題と位置づけ，市全体の男女共同参画意識の向上を目指します。また，実施計画では，社会情勢や進捗状況に応じて重要施策を設定し，より実効性のある事業計画を立てて重点課題に取り組みます。

前期実施計画では，以下の理由により，就労と地域の分野における男女共同参画の推進を重要施策とします。

(1)「市民アンケート調査」の結果において，法・制度や学校教育の分野における平等感は高いが，就労や地域の分野の平等感はまだまだ低い現状にある。

(2) 国では，経済の活性化を目指して女性活躍推進の取組に注力している。

(3) 人口構造の変化により女性の潜在労働力への期待が高まっている。

(4) 東日本大震災以降，非常時に備え平時からの地域の自助力や共助力の重要性や女性参画の必要性が唱えられてきている。

【重点課題】

課題Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

【重要施策】

前期実施計画　⑵就労における男女共同参画

⑶地域における男女共同参画

後期実施計画　前期実施計画の最終年度に決定（平成 31 年度）

## ■ 計画の体系

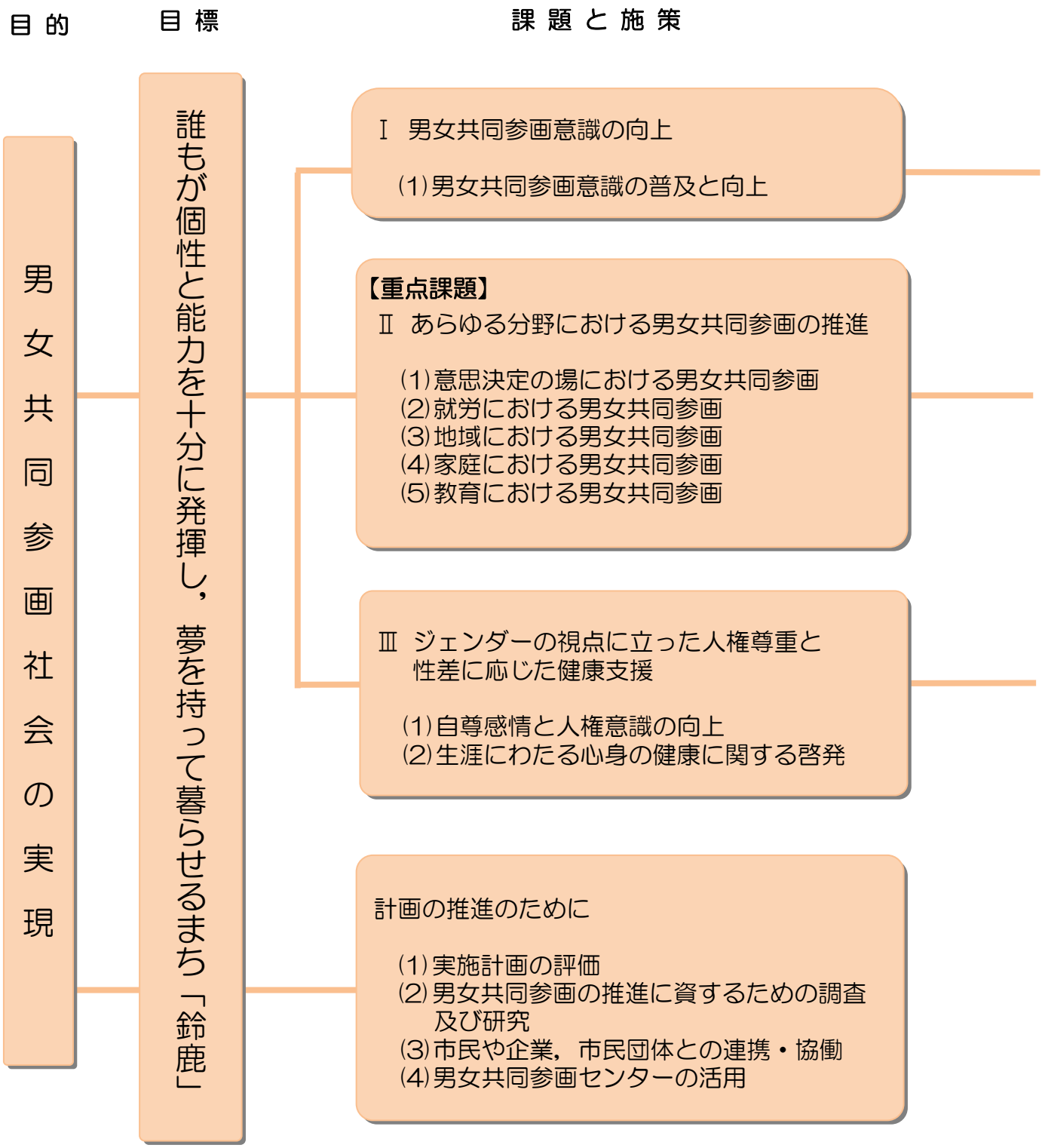
目 的
目 標
課 題 と 施 策
男女共同参画社会の実現
誰もが個性と能力を十分に発揮し，夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」
Ⅰ 男女共同参画意識の向上
(1)男女共同参画意識の普及と向上
【重点課題】
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進
(1)意思決定の場における男女共同参画
(2)就労における男女共同参画
(3)地域における男女共同参画
(4)家庭における男女共同参画
(5)教育における男女共同参画
Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援
(1)自尊感情と人権意識の向上
(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発
計画の推進のために
(1)実施計画の評価
(2)男女共同参画の推進に資するための調査及び研究
(3)市民や企業，市民団体との連携・協働
(4)男女共同参画センターの活用

## 単　位　施 策

(1) 男女共同参画意識の普及と向上
　　1 性別による固定的役割分担意識の解消
　　2 市の制度・施策における男女共同参画
　　3 一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり

(1)意思決定の場における男女共同参画
　　1 審議会等における男女比率の適正化
　　2 行政や企業等組織における女性登用促進

(2)就労における男女共同参画
　　1 雇用における男女の格差解消
　　2 ワーク・ライフ・バランスの推進
　　3 ライフステージに応じた就労支援
　　4 女性の自立・起業等への支援
　　5 育児・介護休暇等の取得促進

(3)地域における男女共同参画
　　1 男女がともに参画する地域活動
　　2 防災分野における男女共同参画の推進

(4)家庭における男女共同参画
　　1 家庭生活で育む男女共同参画
　　2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実

(5)教育における男女共同参画
　　1 人権尊重意識を高める教育・保育の充実
　　2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実
　　3 メディア・リテラシーの向上

(1)自尊感情と人権意識の向上
　　1 相談事業の充実
　　2 セクハラやＤＶの撲滅

(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発
　　1 心身の健康支援
　　2 性に関する正しい知識の普及

# 第３章
# 課題と施策

# 第３章　課題と施策

## 課題Ⅰ　男女共同参画意識の向上

男女共同参画の概念は，性別にとらわれず，互いを認め合い，個々の個性と能力を十分に発揮できるという，すべての活動の根幹にあるべき考え方です。少子高齢化と核家族化が進む現代社会において，この意識の醸成が，今後，社会の活力の維持と成長に大きく関与すると言っても過言ではありません。「市民アンケート調査」の結果では，「男女共同参画」という言葉の認知度は 44.0％と，前回調査（平成 21 年度）より 10.4 ポイント上昇したものの，過半数には至っていないのが現状です。そして，男女共同参画に関する意識調査で最も象徴的な質問である「男は仕事，女は家庭」という固定的な性別役割分担意識については，否定的な回答をした人の割合は 56.9％であり，前回調査の 50％から 6.9 ポイント上昇しました。とりわけ，男性においては前回の 47.3％から 55.5％へと 8.2 ポイント上昇しており，男性の意識が向上している結果となりました。一方で，70 代以上の高齢者世代においては，男女ともに性別役割分担意識が強い傾向が見られ，今後も日々の生活の身近な課題からアプローチする意識啓発を工夫する必要があります。また，今回の調査結果では 20 代女性と 40 代男性において肯定的な回答が多かったことから，社会情勢等その原因となる背景について検証するとともに，課題解決に向けた取組が求められています。

課題Ⅰでは，鈴鹿市全体の男女共同参画意識の底上げを目的として，その普及と向上をめざした施策に取り組みます。

### 施策(1) 男女共同参画意識の普及と向上

単位施策１　性別による固定的役割分担意識の解消

男女共同参画に関する基本的な学習機会の充実や啓発活動に努めるとともに，様々な情報ツールを活用して，より効果的な広報活動と情報発信を展開します。

担当課　秘書広報課，男女共同参画課

単位施策２　市の制度・施策における男女共同参画

市職員の男女共同参画意識を高め，市の制度や施策を男女共同参画の視点で検証します。

担当課　全課

単位施策３　一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり

古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ，男女共同参画の新しい視点で見直し，性別に関わらず，誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。

担当課　地域課，市民対話課，人権政策課，男女共同参画課

※本文中のグラフは，平成 25 年度男女共同参画に関するアンケート調査の結果及び平成 26 年度鈴鹿市男女共同参画基本計画進捗状況評価結果から

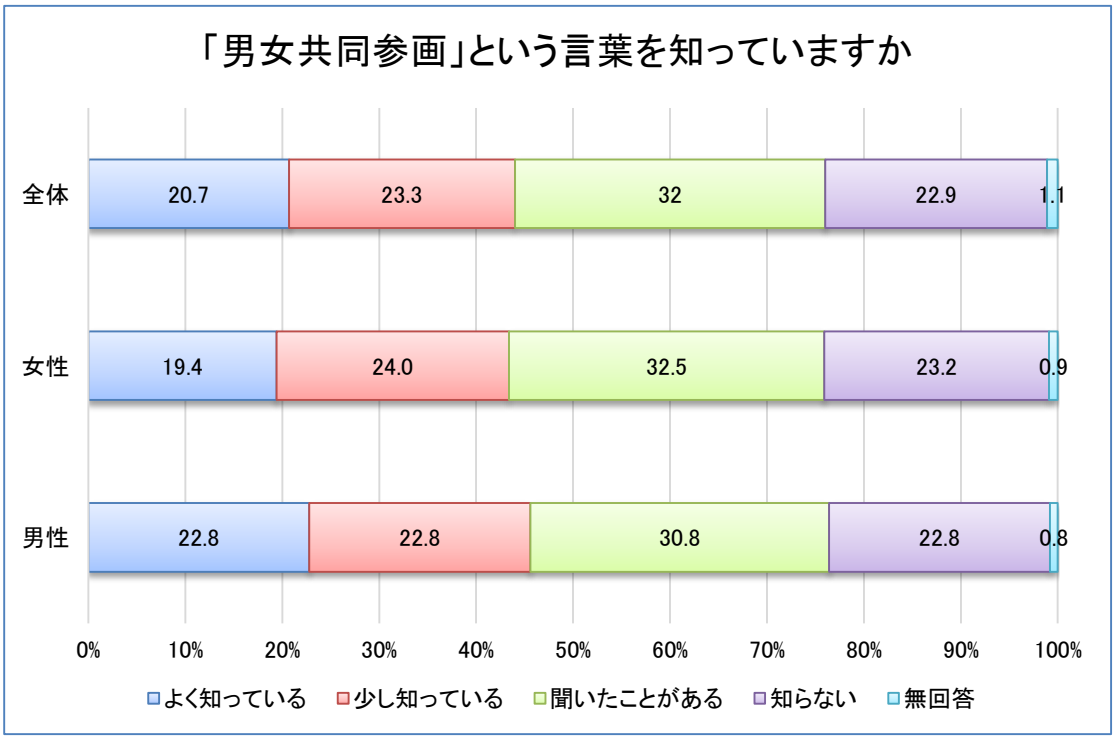

## 課題Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには，あらゆる分野において男女が社会の構成員としてともに参画し，責任を担う社会づくりが必要です。国は，「２０２０３０」（にいまるにいまるさんまる）として 2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%にするという目標を掲げて取り組んでいます。鈴鹿市では，（第１次）基本計画において，審議会等への女性委員登用率の目標を 40%として取り組んできた結果，平成 24 年度に国の目標値をクリアし，平成 26 年度には 35.2%まで達しました。そこで今後は，女性の登用率ではなく，男女の比率に着目したバランスのとれた委員構成を目標として取り組みます。「市民アンケート調査」の結果を見ても分かるように，法律や制度が整備され，公の場や教育の場における男女平等は確立されてきていますが，それ以外の分野では以前より「男性が優遇されている」と感じる場面が増えているようです。社会状況の変化により生じる影響について，各分野の事業を通して課題を見いだし，改善に向けて対応策を講じる必要があります。

課題Ⅱでは，あらゆる分野における男女共同参画の推進をめざし，社会情勢に応じた実効性のある施策に取り組みます。

### 施策(1) 意思決定の場における男女共同参画

単位施策１　審議会等における男女比率の適正化

審議会等における女性委員の登用率は，40%以上を目標とします。ただし，市の制度・施策に市民の意見を公平に反映させるため，いずれの性も 40%を下回らないように努めます。

担当課　全課

単位施策２　行政や企業等組織における女性登用促進

行政や民間企業，地域など，あらゆる組織や団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画を進むよう関係機関に働きかけます。また，各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し，情報提供や支援体制の充実に努めます。

担当課　人事課，契約調達課，地域課，産業政策課，商業観光課

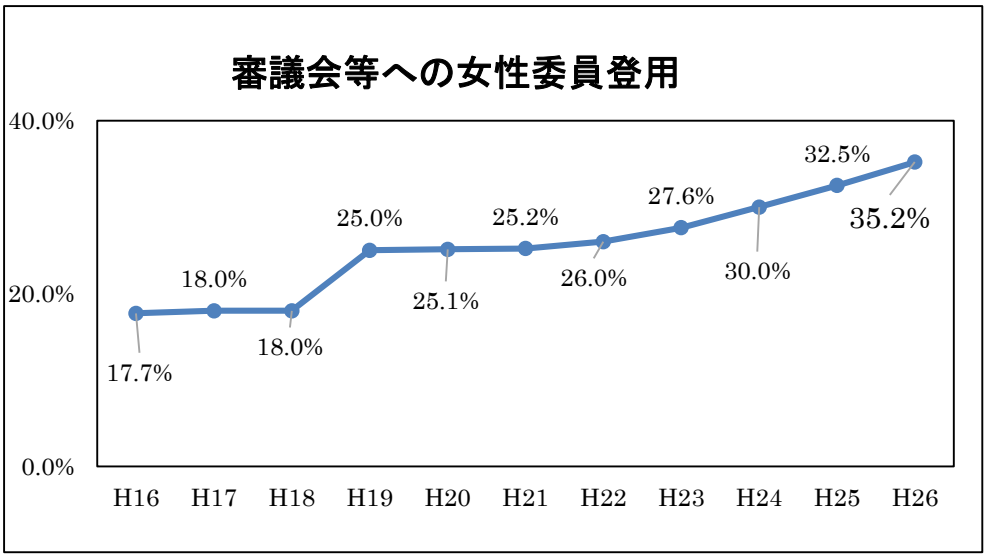
審議会等への女性委員登用
40.0%
20.0%
0.0%
17.7%
18.0%
18.0%
25.0%
25.1%
25.2%
26.0%
27.6%
30.0%
32.5%
35.2%
H16
H17
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26

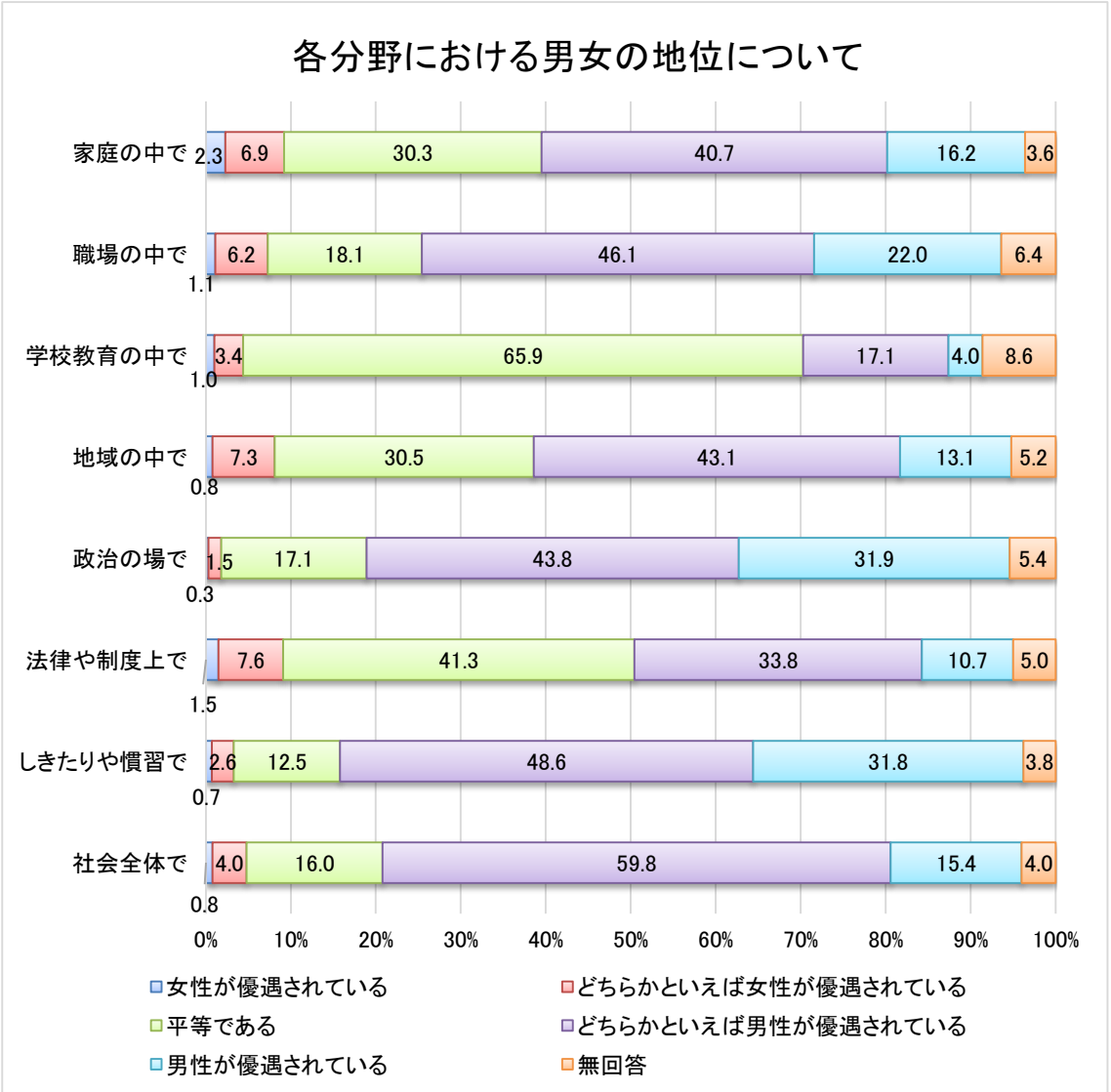
各分野における男女の地位について
家庭の中で 2.3 6.9 30.3 40.7 16.2 3.6
職場の中で 1.1 6.2 18.1 46.1 22.0 6.4
学校教育の中で 1.0 3.4 65.9 17.1 4.0 8.6
地域の中で 0.8 7.3 30.5 43.1 13.1 5.2
政治の場で 0.3 1.5 17.1 43.8 31.9 5.4
法律や制度上で 1.5 7.6 41.3 33.8 10.7 5.0
しきたりや慣習で 0.7 2.6 12.5 48.6 31.8 3.8
社会全体で 0.8 4.0 16.0 59.8 15.4 4.0
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%
女性が優遇されている
どちらかといえば女性が優遇されている
平等である
どちらかといえば男性が優遇されている
男性が優遇されている
無回答

## 施策(2) 就労における男女共同参画

### 単位施策 1　雇用における男女の格差解消

雇用や賃金における男女格差を是正するため，男女の均等な機会と待遇の確保，就労における男女共同参画を推進するための啓発やそれを促す仕組みの構築に努めます。

担当課　人事課，契約調達課，産業政策課

### 単位施策 2　ワーク・ライフ・バランス（※7）の推進

少子高齢化や核家族化が進む社会の中で男女がともに生きがいを持って暮らし続けるために，働き方の見直しや多様な働き方を可能にする制度の構築など，意識啓発と仕組みづくりに努めます。

担当課　人事課，契約調達課，産業政策課

### 単位施策 3　ライフステージに応じた就労支援

M字カーブ（※8）と呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し，子育て支援や介護支援の充実，ライフステージに応じた就労支援や啓発に取り組みます。

担当課　長寿社会課，児童保育課，産業政策課

### 単位施策 4　女性の自立・起業等への支援

女性の就労機会を拡大するため，関係機関と連携し，スキルアップや起業に関する講座の開催，情報提供，支援制度の周知に努めます。

担当課　産業政策課，農林水産課，農業委員会

### 単位施策 5　育児・介護休暇等の取得促進

男女を問わず，育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう，育児・介護休暇等の取得を促進するような仕組みづくりや意識啓発，職場の環境整備に努めます。

担当課　人事課，契約調達課，長寿社会課，児童保育課，産業政策課

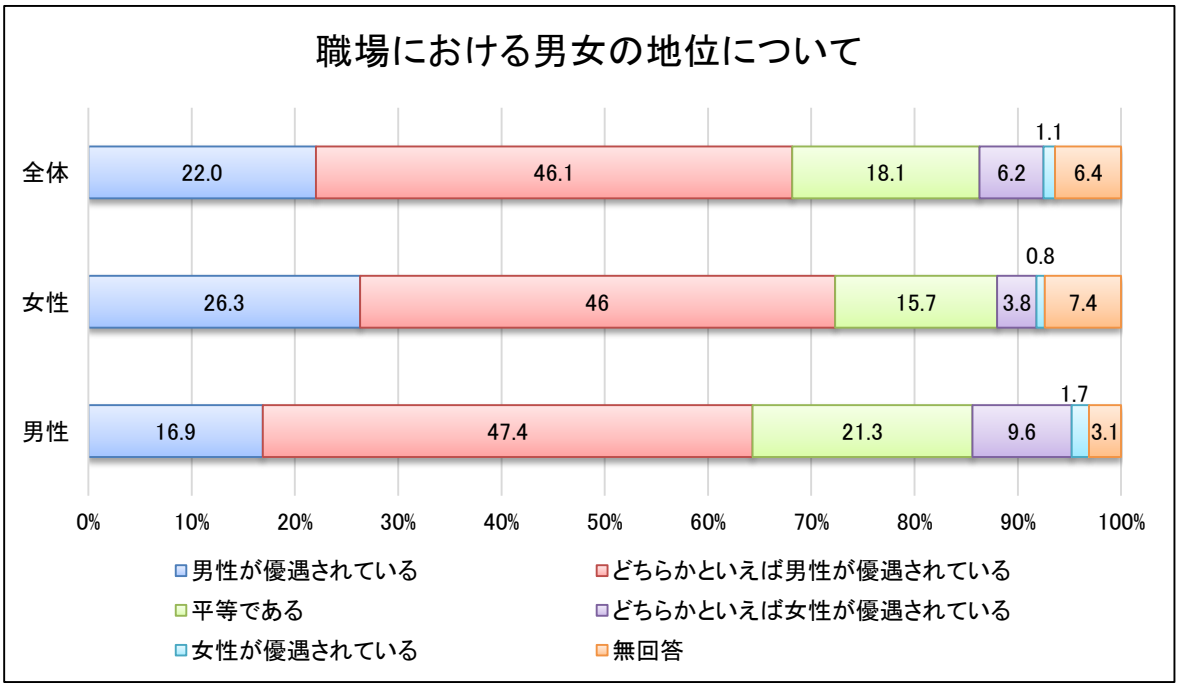
職場における男女の地位について
全体
女性
男性
22.0
46.1
18.1
6.2
1.1
6.4
26.3
46
15.7
3.8
0.8
7.4
16.9
47.4
21.3
9.6
1.7
3.1
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
男性が優遇されている
どちらかといえば男性が優遇されている
平等である
どちらかといえば女性が優遇されている
女性が優遇されている
無回答

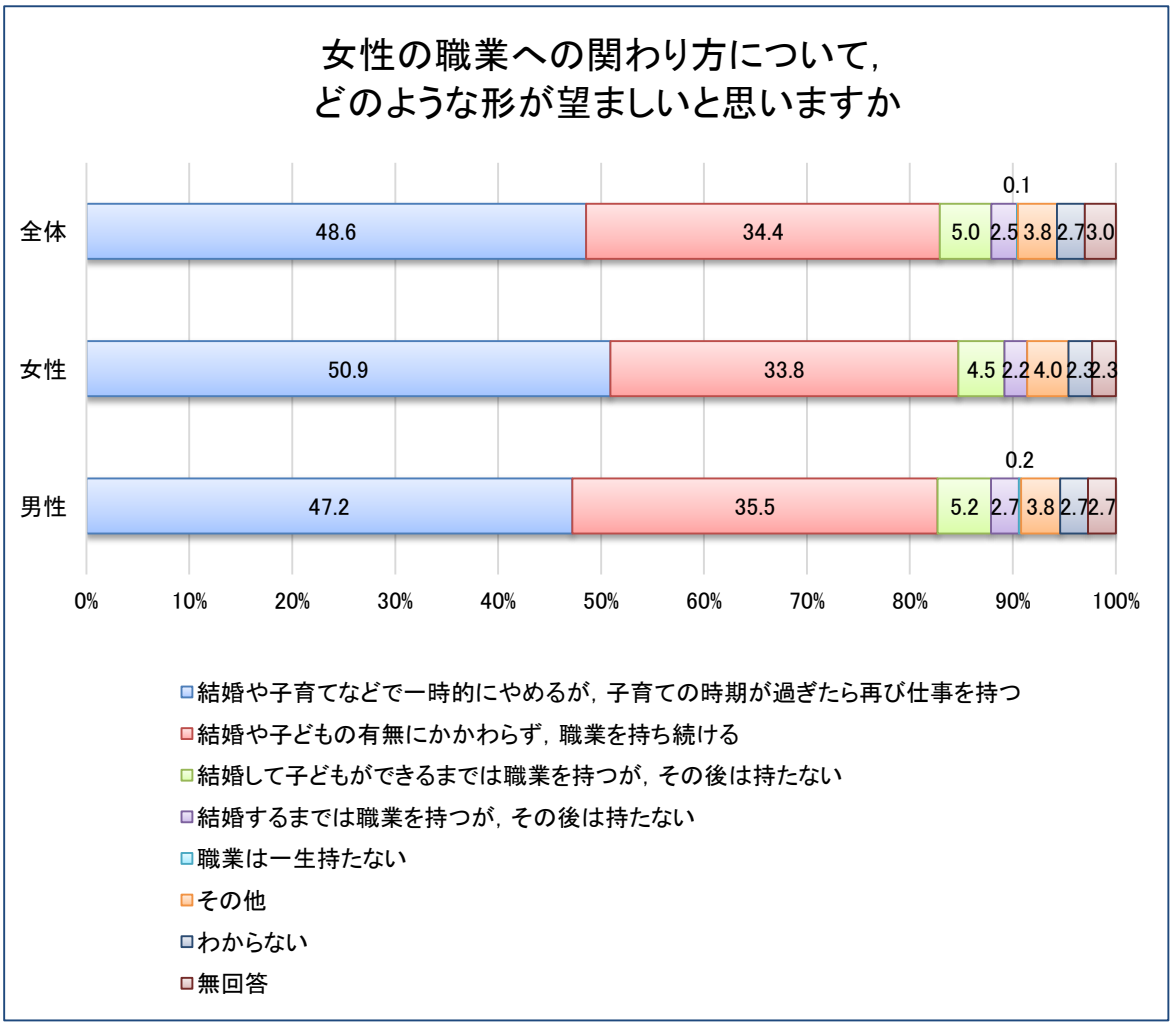
女性の職業への関わり方について，
どのような形が望ましいと思いますか
全体
女性
男性
48.6
34.4
5.0
2.5
3.8
2.7
3.0
0.1
50.9
33.8
4.5
2.2
4.0
2.3
2.3
47.2
35.5
5.2
2.7
3.8
2.7
2.7
0.2
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
結婚や子育てなどで一時的にやめるが，子育ての時期が過ぎたら再び仕事を持つ
結婚や子どもの有無にかかわらず，職業を持ち続ける
結婚して子どもができるまでは職業を持つが，その後は持たない
結婚するまでは職業を持つが，その後は持たない
職業は一生持たない
その他
わからない
無回答

## 施策(3) 地域における男女共同参画

**単位施策 1　男女がともに参画する地域活動**

自治会活動や地域づくり活動にあらゆる世代の男女がともに参画することを促進し，男女共同参画の視点に立った「自助」「共助」のまちづくりをめざします。

担当課　地域課，スポーツ課

**単位施策 2　防災分野における男女共同参画の推進**

災害対策や復興支援の場に必要な男女共同参画の視点を広めることで，多様なニーズに対応できる防災体制の構築に努めます。

担当課　防災危機管理課，中央消防署

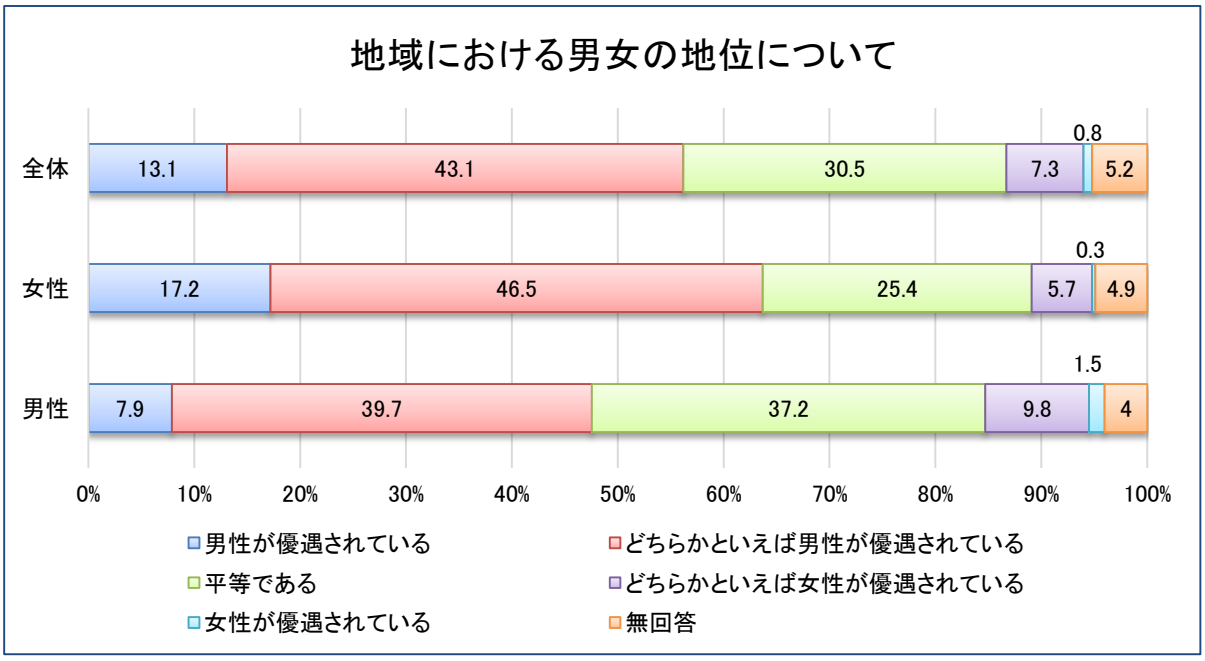

## 施策(4) 家庭における男女共同参画

単位施策１　家庭生活で育む男女共同参画

社会の最小単位である家庭において，日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育むことで，社会全体の男女共同参画意識の底上げを図ります。

担当課　生涯学習課，児童保育課，教育指導課

単位施策２　男性の家庭参画を促進する学習機会の充実

性別役割分担意識の解消とともに，人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう，男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。

担当課　生涯学習課，図書館，長寿社会課，児童保育課，健康づくり課

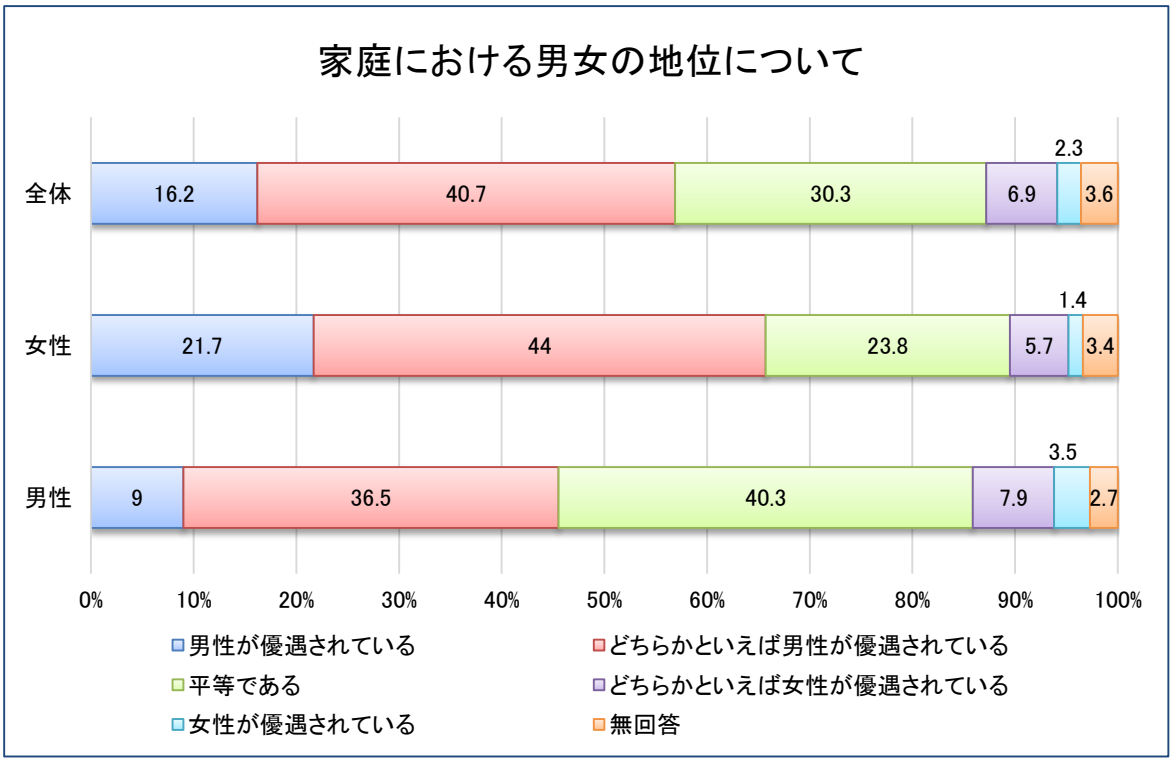

## 施策(5) 教育における男女共同参画

**単位施策１　人権尊重意識を高める教育・保育の充実**

ジェンダーの視点に立った教育・保育で，互いを認め合う人権意識を醸成するとともに，指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報共有に努めます。

担当課　児童保育課，学校教育課，教育指導課，教育支援課

**単位施策２　多様な選択を可能にする教育・学習の充実**

ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず，個々の個性や能力，希望に応じた進路の選択ができるよう，キャリア教育（※9）の充実や保護者等に向けた啓発に努めます。

担当課　生涯学習課，児童保育課，教育指導課

**単位施策３　メディア・リテラシー（※10）の向上**

メディアから発せられる様々な情報を，自ら判断し読み解くことができるよう，メディア・リテラシーを向上するための啓発活動や学習会等の充実，情報提供を行います。

担当課　児童保育課，教育支援課

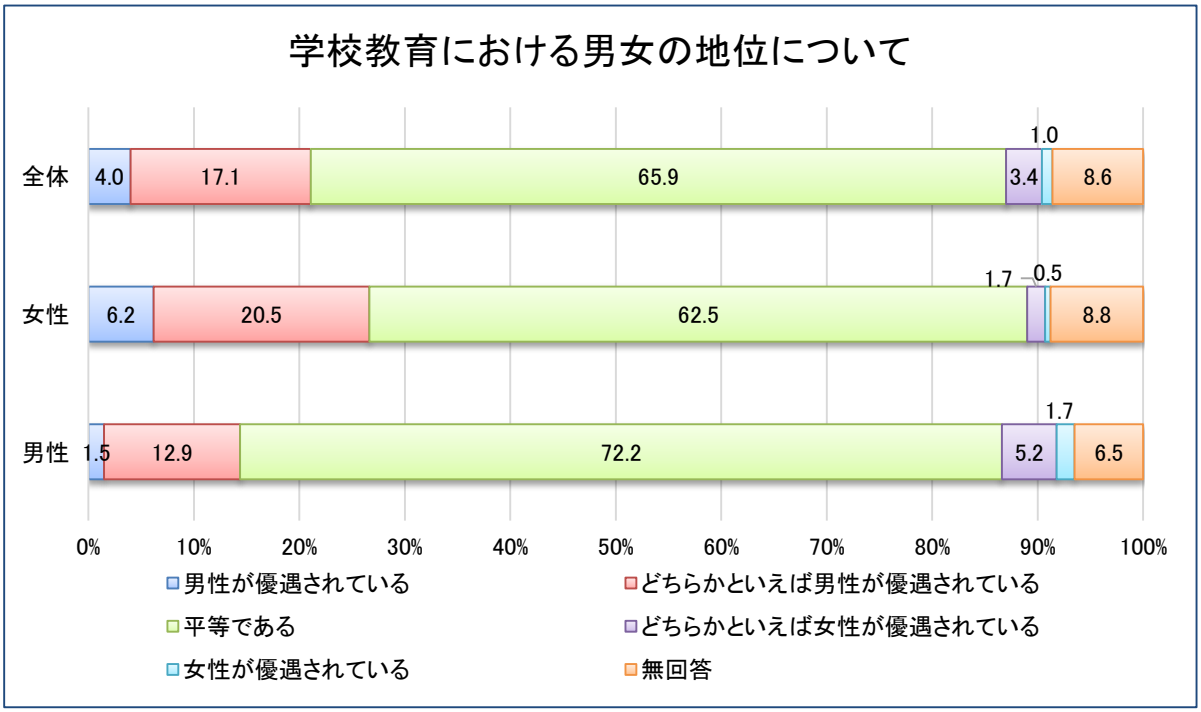

## 課題Ⅲ　ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

「ジェンダー」とは，「男らしさ，女らしさ」といった社会的・文化的につくられた男女の違いのことで，生物学的な性差とは区別されています。ジェンダー意識は，「男はこうあるべき，女はこうあるべき」といった性別役割分担意識につながることが多く，そのような意識が原因で生きづらさを感じ，心身の不調を招くケースも少なくないことから，男女を問わず生涯を通した健康支援が必要となっています。さらに，ＬＧＢＴ（※11）（多様な性）に関する情報提供や理解を深めるための学習機会の充実など，新たな課題への対応も求められています。また，「男性が主，女性は従」や「男性は強い，女性は弱い」といった意識が，強者から弱者への暴力や支配となってセクハラやＤＶなどの人権侵害が引き起こされます。後を絶たない性被害や望まない妊娠などを防ぐためにも，女性自身が自らの生命の安全と健康を守るための考え方「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（※12）の理念を広めるとともに，ＤＶ（※13）（デートＤＶ（※15）含む）の被害者にも加害者にもならないための啓発事業や予防教育，支援に関する情報提供などの充実が求められます。男女共同参画社会を実現するためには，一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。

課題Ⅲでは，誰もが生きがいを感じながら自分らしく生きることができるよう，人権尊重と心身の健康支援に関する施策に取り組みます。

### 施策(1) 自尊感情と人権意識の向上

**単位施策１　相談事業の充実**

ジェンダーやフェミニズム（※16）の視点に立った相談を通じて，相談者の自尊感情の向上とエンパワメント（※17）を図ります。

担当課　市民対話課，男女共同参画課，子ども家庭支援課，健康づくり課

**単位施策２　セクハラ（※18）やＤＶの撲滅**

人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに，予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所，警察等の関係機関との連携を強め，被害者の保護と支援に努めます。

担当課　人権政策課，福祉総務課，保護課，子ども家庭支援課，住宅課

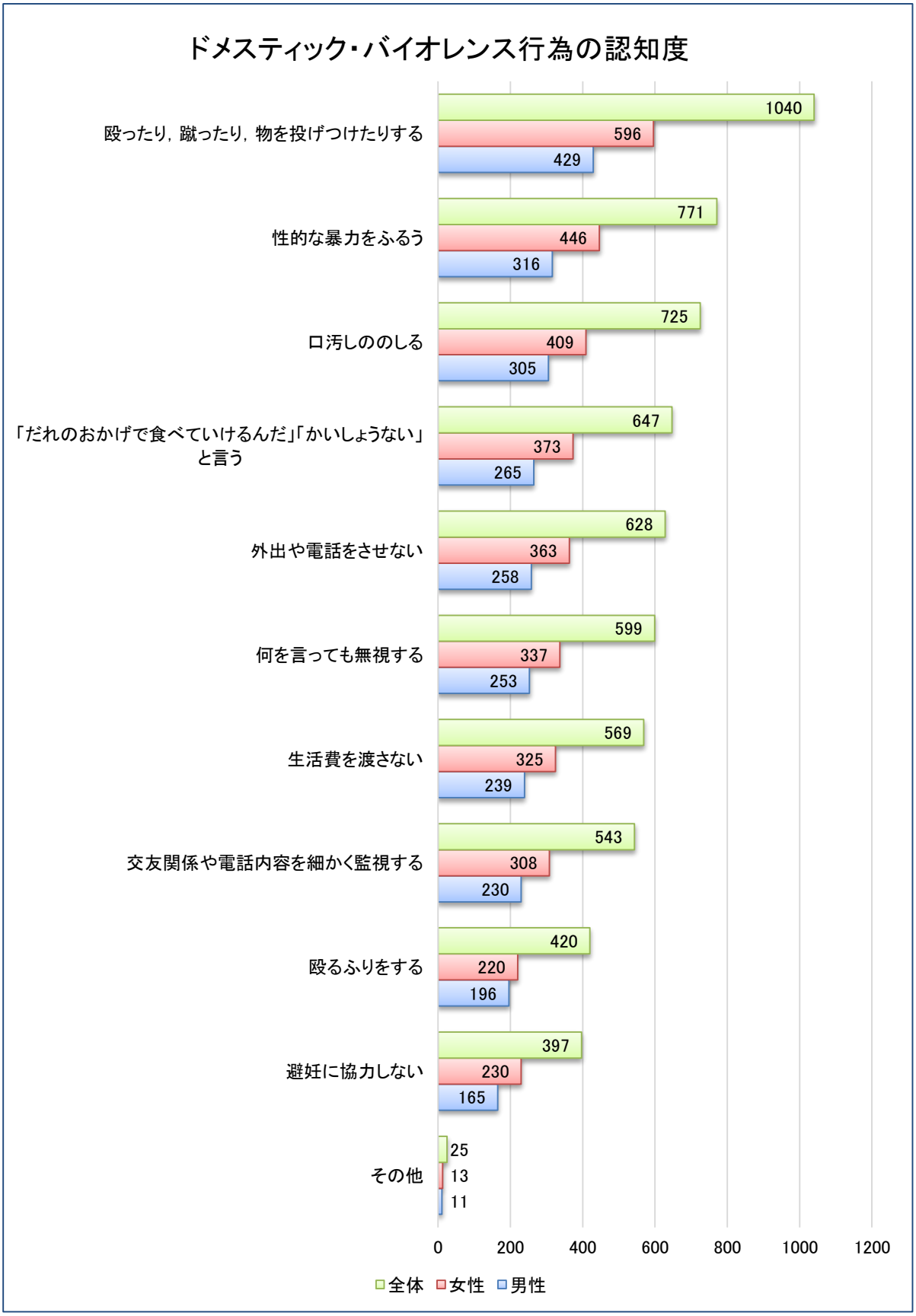
ドメスティック・バイオレンス行為の認知度
殴ったり，蹴ったり，物を投げつけたりする
1040
596
429
性的な暴力をふるう
771
446
316
口汚しののしる
725
409
305
「だれのおかげで食べていけるんだ」「かいしょうない」と言う
647
373
265
外出や電話をさせない
628
363
258
何を言っても無視する
599
337
253
生活費を渡さない
569
325
239
交友関係や電話内容を細かく監視する
543
308
230
殴るふりをする
420
220
196
避妊に協力しない
397
230
165
その他
25
13
11
0
200
400
600
800
1000
1200
全体
女性
男性

## 施策(2) 生涯にわたる心身の健康に関する啓発

単位施策１　心身の健康支援

ジェンダーに起因する心身の不調への理解と予防や，男女の特性に応じた生涯にわたる健康支援について，学習機会の充実や啓発活動に取り組みます。

担当課　男女共同参画課，健康づくり課

単位施策２　性に関する正しい知識の普及

男女が性について正しい知識を理解し，互いに尊重し合える関係を築くための広報や啓発に努めるとともに，発達段階に応じた適切な性教育に取り組みます。

担当課　男女共同参画課，健康づくり課，教育指導課

# 第４章
# 計画の推進のために

# 第４章　計画の推進のために

## （１）　実施計画の評価

この基本計画を総合的に推進していくために，各施策について担当課が実施する具体的な事業を実施計画として策定します。

評価については，毎年事業の進捗状況について各担当課が評価報告を作成し，鈴鹿市男女共同参画推進本部会議による内部評価と鈴鹿市男女共同参画審議会による外部評価を受け，進捗状況評価結果としてまとめ，公表します。

## （２）　男女共同参画の推進に資するための調査及び研究

この基本計画の進捗状況を確認するため，実施計画の終期に市民意識調査を行います。また，事業を通じて社会情勢の変化に伴い生じる課題について，その背景を検証し，課題解決に向けた新たな事業の展開につなげていきます。

## （３）　市民や企業，市民団体等との連携・協働

この基本計画に掲げられた事業を実施するに当たっては，「鈴鹿市協働推進指針」の理念に基づき，市民や企業，**NPO**（※19）等の市民団体と協働するとともに，国や県，他の自治体との連携に努めます。また，あらゆる分野の女性活躍推進については官民学が一体となって取り組み，鈴鹿市全体の活性化と男女共同参画意識の向上に努めます。

## （４）　男女共同参画センターの活用

男女共同参画を推進する拠点施設として，鈴鹿市男女共同参画センター条例に定められた 5 つの事業「学習・研修」「情報収集・提供」「交流・支援」「相談」「調査・研究」を実施するとともに，機能の強化に努めます。

## ◎ 計画の推進体制図

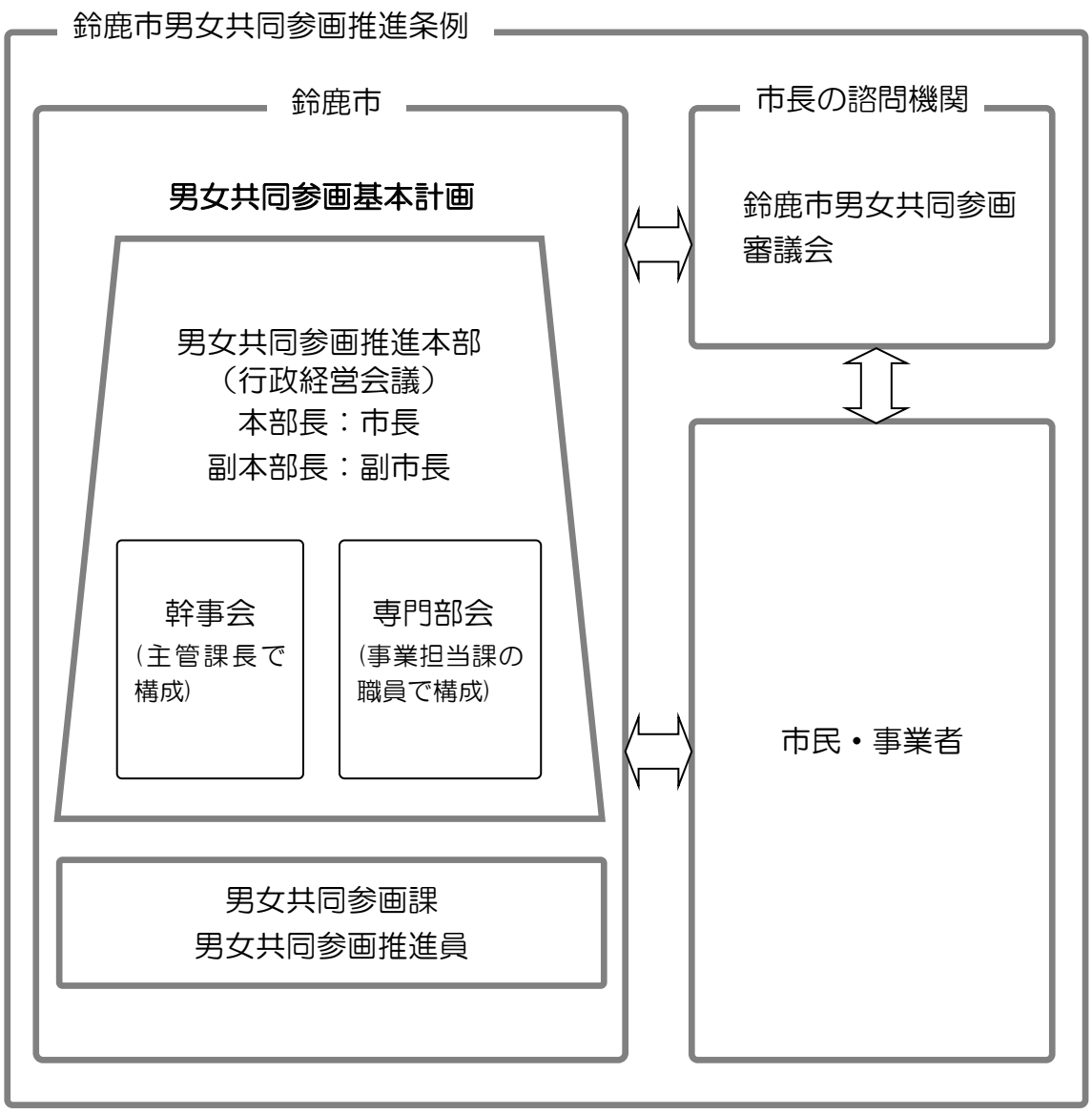
鈴鹿市男女共同参画推進条例
鈴鹿市
男女共同参画基本計画
男女共同参画推進本部
（行政経営会議）
本部長：市長
副本部長：副市長
幹事会
（主管課長で構成）
専門部会
（事業担当課の職員で構成）
男女共同参画課
男女共同参画推進員
市長の諮問機関
鈴鹿市男女共同参画審議会
市民・事業者

# 資料編

# 資料編

## 鈴鹿市男女共同参画推進条例

（平成１８年６月２９日 鈴鹿市条例第２１号）

誰もが個人として尊重され，法の下に平等であることは，日本国憲法が保障するところであって，鈴鹿市もすでに鈴鹿市人権擁護に関する条例（平成８年鈴鹿市条例第 26 号）を制定し，人権尊重の理念を明確にしているところである。しかしながら，21 世紀を迎え，少子高齢化の進展，国内経済活動の成熟化等社会経済情勢の急激な変化に対応するために，すべての人が性別を超えて協働し，その持てる個性と能力を十分に発揮できる社会の実現がいっそう要請されるようになった。

来るべき新しい社会は，人権が十分に保障されていることに加えて，すべての人が自立した個人として，その個性と能力を主体的に発揮することができる社会であり，それぞれに多様な生き方が認められる社会でなければならない。それは同時に，男女が対等の立場で，あらゆる分野における責任を分担しあう社会でもあって，男女平等の理念を基盤とし，性別による固定的役割分担意識やそれに基づく制度や慣行を解消することによって，はじめて具現化されるものと考えられる。

このたび，鈴鹿市は，男女共同参画を新しい社会システムを構築するための重要な理念としてとらえ，市民，事業者，他の市町村や三重県と協働して，男女共同参画社会の形成促進を図ることを決意し，ここに，鈴鹿市男女共同参画推進条例を制定するものである。

（目的）

第１条　この条例は，男女共同参画の推進に関し，基本目標を定め，市民，事業者及び市の責務を明らかにするとともに，施策の基本方針を定めることによって，市民，事業者及び市が協働して男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「男女共同参画」とは，男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，ともに責任を担うことをいう。

２　この条例において「積極的改善措置」とは，社会のあらゆる分野における活動に参画

する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。

３　この条例において「事業者」とは，市内において営利，非営利を問わず事業を行う個人，法人，その他団体をいう。

（基本目標）

第３条　男女共同参画を推進するための基本目標として，次の事項を設定する。

（１）　性別により差別されることなく，個人としての能力が発揮できる機会を確保すること。

（２）　性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。

（３）　男女が社会の対等な構成員として，社会のあらゆる分野における方針の立案，決定及び実行に参画する機会を確保すること。

（４）　男女が職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等を両立して行うことができるようにすること。

（５）　国際社会における男女共同参画の推進に協力し連携すること。

（市民の責務）

第４条　市民は，前条の基本目標（以下「基本目標」という。）をめざし，家庭，学校，職場，地域等社会のあらゆる分野において，男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

２　市民は，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は，基本目標をめざし，男女が当該事業に対等に参画する機会の確保に努めなければならない。

２　事業者は，男女が，当該事業における活動と家庭生活を含むその他の活動等を両立して行うことができる環境を整備するよう努めなければならない。

３　事業者は，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や調査に積極的に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第６条　市は，男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ，基本目標をめざし，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施しなければならない。

２　市は，あらゆる施策を策定及び実施するに当たって，男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

３　市は，市民及び事業者と協力し，連携を図りながら男女共同参画の推進に努めなければならない。
４　市は，男女共同参画の推進に関し，国，三重県及びその他の地方公共団体と連携を図るとともに，積極的に働きかけるよう努めなければならない。

（禁止事項等）
第７条　すべての人は，社会のあらゆる分野において，次に掲げる行為を行ってはならない。
（１）　性別を理由とした差別的扱い
（２）　相手の意に反した性的な言動により，相手の尊厳を傷つけ，又は不利益を与えること。
（３）　配偶者，恋人その他の親密な関係にある者（過去において配偶者，恋人その他の親密な関係にあった者を含む。）に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動
２　市は，前項の行為及び性別による固定的役割分担意識を助長する行為等を防止するため，広報その他の必要な措置をとらなければならない。

（基本計画の策定）
第８条　市長は，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。
２　市長は，基本計画の策定に当たっては，第 13 条第１項の鈴鹿市男女共同参画審議会に意見を求めると同時に，広く市民の意見を聴かなければならない。
３　市長は，基本計画を策定したときは，遅滞なく公表しなければならない。
４　前２項の規定は，基本計画の変更について準用する。

（基本計画に定める事項）
第９条　基本計画は，次に掲げる事項について定める。
（１）　政策・方針決定過程における男女間の格差を改善するための必要な事項
（２）　男女共同参画の推進に関する啓発及び広報等に関する必要な事項
（３）　性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するための必要な事項
（４）　教育の場における男女共同参画の推進に関する必要な事項
（５）　労働の場における男女共同参画の推進に関する必要な事項
（６）　職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等の両立支援に関する必要な事項
（７）　男女共同参画施策に関する苦情及び相談に対応するための必要な事項
（８）　男女共同参画の推進に関し，マスメディアとの連携を図る事項
（９）　男女共同参画の推進に資するための調査及び研究に関する必要な事項

(10)　前各号に掲げるもののほか，男女共同参画の推進に関する必要な事項

（積極的改善措置等必要な措置）

第 10 条　市は，積極的改善措置を推進しなければならない。

２　市は，事業者が積極的改善措置を講ずるための必要な情報提供及び支援を行うものとする。

（推進体制の整備等）

第 11 条　市は，基本計画に基づく施策を実施するために必要な体制整備に努めるとともに，必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第 12 条　市長は，毎年一回，基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し，公表するものとする。

（男女共同参画審議会）

第 13 条　市長は，鈴鹿市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は，次に掲げる事務を行う。

（１）　基本計画に関して意見を述べること。

（２）　市長の諮問に応じ，男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。

（３）　市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について評価を行うこと。

３　審議会は，前項に規定する事務を行うほか，男女共同参画に関する重要な事項について，市長に意見を述べることができる。

４　審議会は，市長が任命する委員 10 人以内で組織する。

５　前項の場合において，男女のいずれか一方の委員の数は，委員総数の 10 分の４未満とならないものとする。ただし，市長がやむを得ない事情があると認めた場合は，この限りでない。

６　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とし，再任を妨げない。

７　審議会の運営等について必要な事項は，市長が別に定める。

（委任）

第 14 条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正）

２　鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例（昭和 24 年鈴鹿市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項に次の１号を加える。

（44）　男女共同参画審議会委員　日額　8,900 円

本条例制定後，鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例（昭和 24 年鈴鹿市条例第 58 号）は改正され，現在男女共同参画審議会委員の報酬額は，日額 8,800 円となっています。

## 鈴鹿市庁内委員会規則

（平成９年３月 28 日規則第８号）

（別表）

18　鈴鹿市男女共同参画推進本部

| | |
|---|---|
| 目的 | 本市における男女共同参画社会の形成に関し，必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図る |
| 所掌事務 | (1)　鈴鹿市男女共同参画プランの策定及び改定に関すること。<br>(2)　鈴鹿市男女共同参画プラン実施計画の策定及び推進に関すること。<br>(3)　前２号に掲げるもののほか，男女共同参画の推進に関し，必要な事項 |
| 定数 | 25 人以内 |
| 事務局 | 生活安全部男女共同参画課 |

# 鈴鹿市男女共同参画推進本部運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は，鈴鹿市庁内委員会規則（平成９年鈴鹿市規則第８号）に定めるもののほか，鈴鹿市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）の運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　推進本部は，行政経営会議の構成員をもって充てる。

２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は市長，副本部長は副市長をもって充てる。

３　推進本部の会議は，本部長が召集する。

４　会議の運営は，行政経営会議の例による。

５　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときにその職務を代理する。

（男女共同参画推進本部幹事会）

第３条　推進本部の円滑な運営を図るため，推進本部に男女共同参画推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

２　幹事会は，生活安全部長，防災危機管理課長，企画課長，総務課長，地域課長，文化課長，環境政策課長，福祉総務課長，産業政策課長，土木総務課長，都市計画課長，教育総務課長，消防総務課長及び水道総務課長並びに生活安全部長が必要と認めた者をもって組織する。

３　幹事会に幹事長を置き，生活安全部長をもって充てる。

４　幹事会は，必要に応じて幹事長が召集し，主宰する。

５　幹事長は，必要があると認めるときは，幹事会に関係職員を出席させ，意見又は説明を求めることができる。

６　幹事会は，おおむね次の事項を所掌する。

(1) 推進本部の付議事項及び指示事項に関する検討及び調整

(2) 前号に掲げるもののほか，部長が必要と認める事項

（男女共同参画推進本部専門部会）

第４条　推進本部に男女共同参画推進本部専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

２　専門部会は，男女共同参画課長及び次に掲げる職員で組織し，市長が任命する。

(1)　防災危機管理課　　１名
(2)　秘書広報課　　１名
(3)　人事課　　１名
(4)　契約調達課　　１名
(5)　地域課　　１名
(6)　市民対話課　　１名
(7)　人権政策課　　１名
(8)　生涯学習課　　１名
(9)　スポーツ課　　１名
(10)　図書館　　１名
(11)　環境政策課　　１名
(12)　廃棄物対策課　　１名
(13)　福祉総務課　　１名
(14)　保護課　　１名
(15)　長寿社会課　　１名
(16)　障害福祉課　　１名
(17)　児童保育課　　１名
(18)　子ども家庭支援課　１名
(19)　健康づくり課　　１名
(20)　産業政策課　　１名
(21)　商業観光課　　１名
(22)　農林水産課　　１名
(23)　農業委員会　　１名
(24)　住宅課　　１名
(25)　学校教育課　　１名
(26)　教育指導課　　１名
(27)　教育支援課　　１名
(28)　中央消防署　　１名

３　専門部会に部会長を置き，男女共同参画課長をもって充てる。

４　専門部会は，必要に応じ，組織の全部又は一部を部会長が召集し，主宰する。

５　部会長は，必要があると認めるときは，専門部会に関係職員を出席させ，意見又は説明を求めることができる。

６　専門部会は，おおむね次の事項を所掌する。

(1)　男女共同参画社会の形成に関する具体的な施策の協議及び検討

(2)　前号に掲げるもののほか，部長が必要と認める事項

（庶務）

第５条　推進本部の庶務は，生活安全部男女共同参画課において処理する。

附　則

この要領は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２６年１１月４日から施行する。

# 審議会等委員への女性の登用推進方策

（平成２７年７月１日 鈴共第１２１号）

１　趣　旨

この方策は，鈴鹿市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる市政への女性の参画拡大を推進するため，審議会等委員への女性の登用に関して必要な事項を定める。

２　対　象

対象となる審議会等は，地方自治法第138条の4第3項及び，第202条の3に規定される附属機関，地方自治法第180条の5第1項，第3項に規定される執行機関，鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程に基づく会議（附属機関及び附属機関以外の会議の取扱いに関するガイドライン参照）とする。

３　目　標

審議会等に占める女性委員の割合は，鈴鹿市男女共同参画基本計画に掲げる目標とし，その達成にむけ，積極的な登用に努めるものとする。

４　女性委員登用の推進方策

積極的改善措置の考え方から，所管する審議会等委員の選任の際は，次に掲げる方策等により，女性の積極的な登用を図るものとする。

① 委員の選出を関係団体へ依頼する場合は，本方策の趣旨を伝える。

② 専門分野に女性がいない場合は，専門分野を広義に捉えるとともに，肩書や職種にこだわらず女性の登用機会を広げること。

③ 法令等の規定により職種が限定されているもの以外については，肩書や職種にこだわらず女性の登用機会を広げること。

④ 団体推薦の委員については，当該団体の長等の職にある者や役員に限定せず，当該団体の構成員の中から適任とされる女性を推薦するよう関係団体に依頼すること。

⑤ 市政運営への住民参画機会の拡大を推進するために公募制を積極的に導入すると

ともに，公募委員の選任に当たっては２分の１が女性委員となるよう努めること。

⑥ 市の職員が委員となる場合については，その数が最少となるように見直し，その枠を適任とされる女性に充てるよう努めること。

5　情報収集及び整備

男女共同参画課長は，各分野の女性の人材に関する情報を収集し，女性人材リストの整備に努めるものとする。

6　事前協議，報告，決定等

（１）附属機関の委員を委嘱する場合は，事前に（委嘱手続きをするまでに）女性委員の登用について，審議会等委員への女性の登用推進に関する事前協議書（別記様式1。以下「事前協議書」という。）により男女共同参画課長と協議しなければならない。

（２）附属機関の委員の決定に当たっては，起案文書に事前協議書を添付し，人事課長及び男女共同参画課長に合議の上，市長の決裁を受けなければならない。

（３）地方自治法180条の5に規定する執行機関及び附属機関以外の会議については，事前協議の対象とはせず，委員決定後に男女共同参画課へ審議会等委員への女性の登用推進に関する報告書（別記様式2）を提出するものとする。

7　関係団体への要請

男女共同参画課長は，必要に応じて，団体推薦の対象としている関係団体に対し，女性委員の積極的登用について，文書をもって要請するものとする。

8　登用状況の公表

男女共同参画課長は，毎年度，本方策の対象となる各審議会等における女性委員の登用状況について男女共同参画推進本部会議に報告するとともに，市民に公表するものとする。

# 鈴鹿市職員男女共同参画推進員設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は，職員男女共同参画推進員を設置することにより，男女共同参画推進のための意識を各所属に浸透させ，もって男女共同参画社会形成の促進を図ることを目的とする。

（職員男女共同参画推進員）

第２条　職員男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）は，次に掲げる者を各所属（鈴鹿市行政組織条例（平成８年鈴鹿市条例第２５号）第２条に規定する課及び第４条に規定する地区市民センター並びに別表に定める所属をいう。）から１名ずつ選出し，市長が任命する。

(1)　原則として副主幹の職にある者

(2)　前号の該当がない場合は，これに相当する職にある者

（推進員の役割）

第３条　推進員の役割は，次のとおりとする。

(1)　男女共同参画に関する職員の意識啓発に関すること。

(2)　市施策への男女共同参画の視点の積極的な導入に関すること。

(3)　男女がともに働きやすい職場環境づくりに関すること。

（研修会の開催等）

第４条　推進員制度の円滑な運用を図るため，推進員に対し研修会の開催，情報の提供等を行う。

（庶務）

第５条　推進員に関する庶務は，総務部人事課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか，推進員の設置に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成２０年４月２１日から施行する。

別表

| | 所属 |
|---|---|
| 水道局 | 水道総務課 |
| | 営業課 |
| | 工務課 |
| | 水源課 |
| 教育委員会事務局 | 教育総務課 |
| | 学校教育課 |
| | 教育指導課 |
| | 教育支援課 |
| 消防本部 | 消防総務課 |
| | 消防課 |
| | 予防課 |
| | 情報指令課 |
| | 中央消防署 |
| | 南消防署 |
| | 北分署 |
| | 西分署 |
| | 東分署 |
| | 鈴峰分署 |
| その他 | 会計課 |
| | 議会事務局 |
| | 選挙管理委員会事務局 |
| | 監査委員事務局 |
| | 農業委員会事務局 |

## 用語解説

### ※１　男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法において，「男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，ともに責任を担うべき社会」と定義づけられています。

### ※２　男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月に制定されました。前文において，「少子高齢化の進展，国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で，男女が，互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は，緊要な課題」であり，「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とうたっています。

### ※３　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

本条約は，1979 年国連総会において採択され，1981 年に発効しました。日本は 1985 年に締結しています。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として，女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし，具体的には，「女子に対する差別」を定義し，締約国に対し，政治的及び公的活動，並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。非常に広範で総合的な法規定であり，その後の女性の権利の進展の基礎となっています。

### ※４　男女雇用機会均等法

就職や仕事の上での男女差別を禁止する法律です。募集・採用・配置・昇進・賃金などについての男女差別の禁止，職場のセクハラの禁止や，セクハラ予防の義務など，男女の働く権利を守る様々なことが規定されています。

### ※５　ジェンダー

「男らしさ，女らしさ」といった社会的・文化的につくられた男女の違いのことで，生物学的な性差とは区別されています。「男は仕事，女は家事・育児」という性別役割分担意識は，このジェンダーによってもたらされたものです。

### ※６　性別役割分担意識

「男は仕事，女は家事・育児」というように，性別によって家庭，職場などあらゆる場面で役割を分業・分担することをいいます。日本においては，こうした男女に対する固定的な役割分担意識が根強く残っています。

※7　ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和と訳されます。仕事だけではなく，家事や育児介護，地域活動，趣味など，私生活も充実させることにより，仕事と私生活のバランスを保つことです。

※8　M字カーブ
年齢別に見た日本の女子就業率が示す特有のパターンをいいます。20歳代前半までは就業率は高く，25～35歳の年齢層では低下します。これは結婚，出産，育児期にあたるこの時期に多くの女性が退職することを意味しています。子育てが一段落した40歳代で再び就業し，そして老年期に向かい下降します。これをグラフ化するとM字型を描くのでこのようにいわれています。

※9　キャリア教育
一人ひとりの社会的・職業的自立に向け，必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して，キャリア（経験）発達を促す教育のことです。

※10　メディア・リテラシー
私たち自身が，テレビ，新聞，ラジオ，雑誌，マンガ，ポピュラー音楽，映画，ビデオ，ゲーム等のあらゆるメディアを使いこなし，メディアの提供する情報を読み解く能力のことをいいます。

※11　LGBT
女性同性愛者（レズビアン），男性同性愛者（ゲイ），両性愛者（バイセクシュアル），そして性同一性障害含む性別越境者など（トランスジェンダー）の人々を意味する頭字語です。

※12　リプロダクティブ・ヘルス / ライツ
「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。身体的，精神的，社会的に良好な状態にあり，安全な性生活を営み，子どもをいつ何人産むか，または産まないかなどを，当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で，妊娠，出産，中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したものです。

※13　DV（ドメスティック・バイオレンス）
配偶者，恋人その他の親密な関係にある者（過去において配偶者，恋人その他の親密な関係にあった者を含む。）に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動のことをいいます。

※14　DV 防止法

2001 年 4 月『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』が成立し，今まで家庭内の問題として見過ごされてきた配偶者からの暴力が社会問題として認識されるようになりました。一般的には『配偶者暴力防止法』と呼ばれています。

※15　デート DV

交際中のカップル間に起こるＤＶのことです。身体や心への暴力はもちろん，束縛も相手を支配しようとする暴力として含まれます。

※16　フェミニズム

女性がこうむっている様々な不平等な状態を是正し，女性が男性と同等に，個人として自己の意思に基づいて自分の行為を決定し，社会的生活状態を選択できるような社会を求める社会思想をいう。かつては女権拡張運動を意味しましたが現在は女性解放論と訳すのが一般的です。相談事業の中では，女性の生きづらさは個人の問題ではなく，社会の問題であるという考え方をフェミニズムと称しています。

※17　エンパワメント

人は誰もがすばらしい力を持って生まれ，生涯にわたりそのすばらしい力を発揮し続けることができるという前提のもと，そのすばらしい力を引きだすことをエンパワメントといいます。男女共同参画の分野では，女性が自己決定能力を養い，社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するための「力をつけること」を意味することもあります。また，個人的に力をつけるだけでなく，連携して力をつけていくという意味合いも持っています。

※18　セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

性的いやがらせのことです。タイプとしては大きく 2 つに分類され，雇用上の力関係を利用して性的ないやがらせや性的行為を強要する「代償型」と，屈辱的・敵対的な言動によって職場環境を不快にする「環境型」タイプがあるといわれています。

※19　ＮＰＯ

民間非営利組織と訳されます。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う，営利を目的としない団体の総称です。

第２次鈴鹿市男女共同参画基本計画
平成２８年度～３５年度

鈴鹿市

【編　集】
鈴鹿市生活安全部男女共同参画課
〒513－0801
鈴鹿市神戸二丁目 15 番 18 号
電　　話　059－381－3113
ファックス　059－381－3119
電子メール　danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp
HP　http://www. danjokyodosankaku.city.suzuka.lg.jp/